

延岡市期間入札（試行）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、書留郵便による郵送又は直接持参により、本市が指定する期間に入札書を提出する入札（以下「期間入札」という。）を試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（期間入札の対象とする入札）

第2条 期間入札の対象とする競争入札は、契約管理課長が指定するものとする。

（入札公告又は指名競争入札通知）

第3条 期間入札の方法により競争入札を行おうとするときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）に次に掲げる事項を付記するものとする。

- (1) 期間入札の方法により競争入札を行う旨
- (2) 入札書の提出方法
- (3) 入札書の提出期間
- (4) 入札書の提出先
- (5) 入札回数
- (6) 期間入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (7) 入札金額に対応した積算内訳書その他の書類の提出が必要な場合は、その旨
- (8) 前各号に定めるもののほか、入札執行者が必要と認める事項

（入札に係る費用の負担）

第4条 期間入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書等の提出方法）

第5条 期間入札の入札参加者は、書留郵便（一般書留又は簡易書留をいう。）による郵送又は契約管理課への直接持参のいずれかの方法により、公告等で指定する期間内に入札書及び第3条第7号の書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出にあたっては、次の方法により封かんするものとし、郵送にあつては外封筒及び内封筒の二重封筒を、直接持参にあつては内封筒のみを用いるものとする。

- (1) 内封筒には、入札書等を封入、封かんの上で封印し、封筒の表面に入札者の商号又は名称、公告等の案件の名称、開札日と記載すること。
- (2) 外封筒には、入札書を同封した内封筒を封かんし、入札者の商号又は名称を記載の上で期間入札関係書類在中と朱書きすること。

（入札書等の保管等）

第6条 入札執行者は、提出期限までに到達した入札書等について、外封筒を開封して内封筒の表書、封印及び記載内容を確認し、開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 内封筒は、いかなる理由があっても、開札日時まで開封してはならない。

3 入札書等は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、提出期限までに辞退届を郵送等により提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札書等が契約管理課に到達した後は、提出期限内であっても入札を辞退することはできない。ただし、入札書等の提出後、開札日までの間に、やむを得ない事情があると入札執行者が認めたときは、この限りでない。

（入札回数等）

第8条 期間入札の入札回数は、1回とする。ただし、予定価格を非公表とする入札であって契約管理課長が必要と認めるものについては、再度の入札を行うことができるものとする。

2 前項の規定による再度の入札は、1回目の入札参加者に対して速やかに予定価格に達しない最低の入札価格、入札書の提出期間その他必要な事項を通知して行うものとする。

（入札の無効）

第9条 延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第12条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告等において指定する提出期限を過ぎて契約管理課に到達し、又は提出されたもの
- (2) 入札書等の提出後、第7条第2項ただし書の規定により入札執行者が辞退を妥当と認めたもの
- (3) 入札書等が封入されていないもの
- (4) 内封筒に当該案件を特定するに足る記載のないもの
- (5) 内封筒に記載された案件の名称と入札書に記載された案件の名称が異なるもの
- (6) 公告等に定める条件等に反するもの

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書等は、返却しない。

3 期間入札による場合は、参加者が1者のみの入札も有効とする。

（入札書の開札）

第10条 開札は、公告等で示す日時及び場所において公開で行うものとする。

2 入札参加者は、事前に申し出て、開札に立ち会うことができる。

3 入札執行者は、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員（入札事務に関係のない契約管理課の職員又は他の課室の職員をいう。）1人以上を立ち会わせるものとする。

4 落札となるべき同価（最低制限価格を設定した場合には、当該最低制限価格以上の価格をいう。）の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札参加者が開札に立ち会っていないときは、前項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（開札を延期する場合等の措置）

第 11 条 期間入札の開札を延期する必要があると認めるときは、改めて開札期日を指定し、その旨を入札参加者に通知するものとする。

2 期間入札を中止又は入札の取消しをする必要があると認めるときは、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、契約管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。